

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	川辺川下流域振興事業計画更新検討業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 齋藤正徳 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
契約締結日	令和 7年 6月16日
契約の相手方の 氏名及び住所	相良村
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥30,140,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 川辺川下流域振興事業計画更新検討業務
2. 履行場所 熊本県球磨郡相良村全域
3. 契約の相手方 名称：相良村
住所：熊本県球磨郡相良村深水2500-1
電話：0966-35-0211
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務では、令和2年7月豪雨被害を受け、策定した「相良村復興計画」及び「相良村復興むらづくり計画」に基づき、川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺環境・地域資源を活かした地域活性化・関係交流人口の増加につながる拠点施設整備を進めるため、令和6年6月に「川辺川魅力創造事業基本計画」を策定し、本格的に事業に着手しているところである。

また、令和6年度からは、川辺川魅力創造事業の構想・方向性を他の関連する取組みにも反映し、川辺川の流水型ダムを含む川辺川流域全体で考え、それぞれがもたらす効果や価値を最大限に活かせるよう、川辺川流域振興として事業を実施していくこととしている。川辺川魅力創造事業を含め今後村が整備を計画している各拠点施設の供用が開始される時期までに、官民が連携した持続可能な取組み・拠点施設となるような管理運営体制を構築するとともに、相良村の魅力が繋がり、川辺川の流水型ダムを含む川辺川の流域全体が連携・連動し整備効果が最大限発揮、拡大していくことを目指し、川辺川流域振興プランの策定及び拠点施設の運営体制構築・関連する事業の基本計画策定を行った。

令和7年度は川辺川流域振興プランおよび各拠点の基本計画について、更なる検討や関係機関との協議等を経て、実施項目の具体化や深化、川辺川の流水型ダム事業との連携模索等を行うことを目的とする。

2) 業務の内容

本業務は、川辺川下流域の振興に資する取り組み等について調査・検討を委託するものである。

3) 契約に付する理由

本業務は、川辺川における流水型ダムの供用開始後における平常時の利活用方法や、相良村にて整備を予定している川辺川沿いの交流拠点との連携した取り組み等について調査・検討を行い、川辺川下流域の地域振興に資することを目的としている。

本業務の遂行にあたっては、地域の関連する計画との整合性、歴史及び文化等をふまえて調査・検討を実施する必要があるため、地域計画及び周辺地域の歴史や文化などを熟知した相良村により総括し遂行する必要がある。さらに、本業務は地域の方の意向を取り込み進めていく必要があり、職務上知り得た情報や個人情報保護など業務の遂行にあたっては守秘義務の遵守が求められる。

以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、相良村が唯一の契約相手と判断するものである。

よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、相良村と随意契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

川辺川ダム砂防事務所 工務課長